様式第17号

年　　月　　日

（あて先）山形市保健所長

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 郵便番号 |  |
| 管理者 | 住所 |  |
|  | 氏名 |  |

エックス線装置設置届

　下記のとおりエックス線装置を設置したので、医療法第１５条第３項の規定により届け出ます。

記

|  |  |
| --- | --- |
| １　名称 |  |
| ２　所在地 | 〒  　　　　　　　　　　　　　　電話 |
| ３　設置年月日 | 年　　　月　　　日 |

４　エックス線装置

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 製作者名 | |  | |
| 型式及び台数 | | 台 | |
| 定格出力 | 連　続 | ｷﾛﾎﾞﾙﾄ（ｋＶ）　　 　　ﾐﾘｱﾝﾍﾟｱ（ｍＡ） |
| 短時間 | ｷﾛﾎﾞﾙﾄ（ｋＶ）　　　　 ﾐﾘｱﾝﾍﾟｱ（ｍＡ） |
| 蓄放式 | ｷﾛﾎﾞﾙﾄ（ｋＶ）　　　 　ﾏｲｸﾛﾌｧﾗﾄﾞ（μＦ） |
| エックス線管の数 | | 管球 |
| 用　　　　　　途 | | 直接撮影用・断層撮影・CT・胸部集検用間接撮影・口内法撮影用・  乳房撮影用・歯科用パノラマ断層撮影・骨塩定量分析・透視用・  治療用・その他(　　　　　　　　) | |
| 設置場所 | | エックス線診療室・検診車・その他（　　　　　　　） | |

５　エックス線診療に従事する医師、歯科医師、診療放射線技師又は診療エックス線技師

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 氏　　名 | 職　　種 | エックス線診療に関する経歴  免許登録年月日及び免許番号 |
|  |  |  |
|  |  |  |

６　エックス線装置のエックス線障害の防止に関する構造設備及び予防措置の概要

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| エックス線管の容器及び照射筒の利用線錐以外のエックス線量 | 定格管電圧50キロボルト以下の治療用エックス線装置 | | | | 装置の接触可能表面から5センチメートルの距離における空気カーマ率 | | ミリグレイ／時 |
| 定格管電圧50キロボルトを超える治療用エックス線装置 | | | | 1. エックス線管焦点から1メートルの距離における空気カーマ率 | | ミリグレイ／時 |
| 1. 装置の接触可能表面から5センチメートルの距離における空気カーマ率 | | ミリグレイ／時 |
| 定格管電圧125キロボルト以下の口内法撮影用エックス線装置 | | | | 手持ち撮影を意図しない装置（エックス線管焦点から1メートルの距離における空気カーマ率） | | ミリグレイ／時 |
| 手持ち撮影を意図する装置（装置表面における空気カーマ率） | | ミリグレイ／時 |
| 上記以外のエックス線装置 | | | | エックス線管焦点から1メートルの距離における空気カーマ率 | | ミリグレイ／時 |
| コンデンサ式エックス線高電圧装置 | | | | 充電状態であって、照射時以外のときの装置の接触可能表面から5センチメートルの距離における空気カーマ率 | | マイクログレイ／時 |
| 利用線錐の総濾過となる附加濾過板 | 定格管電圧70キロボルト以下の口内法撮影用エックス線装置 | | | | | ｍｍアルミニウム当量 | |
| 定格管電圧50キロボルト以下の乳房撮影用エックス線装置 | | | | | ｍｍアルミニウム当量  　 ｍｍモリブデン当量 | |
| 輸血用血液照射エックス線装置、治療用エックス線装置及び上記以外のエックス線装置 | | | | | ｍｍアルミニウム当量 | |
| 透視用エックス線装置 | 透視中の患者への入射線量率 | | 患者の入射面の利用線錐の中心における空気カーマ率 | | | | ミリグレイ／分 |
| 高線量率透視抑制装置（操作者の連続した手動操作のみで作動し、作動中連続した警告音等を発するようにした装置） | | | | 有・無 |
| 透視時間積算機能かつ一定時間経過時の警告音等発生機能付きのタイマー | | | | | | 有・無 |
| エックス線管焦点皮膚間距離が30センチメートル以上になるような装置又は当該皮膚焦点間距離未満で照射することを防止するインターロック  (手術中の場合は20センチメートル以上) | | | | | | 有・無 |
| 利用するエックス線管焦点受像器間距離において、受像面を超えないようにエックス線照射野を絞る装置 | | | | | | 有・無 |
| 受像器を通過したエックス線の空気カーマ率（受像器の接触可能表面から10センチメートルの距離） | | | | | | マイクロ  グレイ／時 |
| 最大受像面を3.0センチメートル超える部分を通過したエックス線の空気カーマ率（当該部分の接触可能表面から10センチメートルの距離） | | | | | | マイクロ  グレイ／時 |
| 利用線錐以外のエックス線を有効に遮へいするための適切な手段 | | | | | | 有・無 |
| 撮影用エックス線装置(胸部集検用間接撮影エックス線装置を除く。) | エックス線管焦点受像器間距離において、受像面を超えないようにエックス線照射野を絞る装置  (CTエックス線装置を除く。口内法撮影用エックス線装置の場合は照射筒の端における照射野の直径が６ｃｍ以下、乳房撮影用エックス線装置の場合はエックス線照射野について患者胸壁に近い患者支持器の縁を超える広がりが５ｍｍ以下かつ受像面の縁を超える広がりが焦点受像器間距離の２％以下。) | | | | | | 有・無 |
| エックス線管焦点皮膚間距離（骨塩定量分析エックス線装置を除く。） | 定格管電圧70キロボルト以下の口内法撮影用エックス線装置 | | | | | ｃｍ |
| 定格管電圧70キロボルトを超える口内法撮影用エックス線装置 | | | | | ｃｍ |
| 歯科用パノラマ断層撮影装置 | | | | | ｃｍ |
| 移動型及び携帯型エックス線装置 | | | | | ｃｍ |
| CTエックス線装置 | | | | | ｃｍ |
| 乳房撮影用エックス線装置（拡大撮影に限る） | | | | | ｃｍ |
| 上記以外のエックス線装置 | | | | | ｃｍ |
| 移動型及び携帯型並びに手術中に使用するエックス線装置（エックス線管焦点及び患者からの操作距離） | | | | | | ｍ以上 |
| 携帯型エックス線装置のうち、手持ち撮影を意図する口内法撮影用エックス線装置（公称管電圧70キロボルトで0.25mm鉛当量以上の取り外しのできない後方散乱エックス線シールド構造） | | | | | | 有・無 |
| 胸部集検用間接撮影エックス線装置 | 利用線錐が角錐型となり、かつ、利用するエックス線管焦点受像器間距離において、受像面を超えないようにエックス線照射野を絞る装置 | | | | | | 有・無 |
| 受像器の一次防護遮へい体（装置の接触可能表面から10センチメートルの距離における空気カーマ率） | | | | | | マイクログレイ／  1ばく射 |
| 被照射体周囲の箱状遮へい物から10センチメートルの距離における空気カーマ | | | | | | マイクログレイ／  1ばく射 |
| 治療用エックス線装置  (近接照射治療装置を除く。) | | | | ろ過板が引き抜かれたときにエックス線の発生を遮断するインターロック | | | 有・無 |

７　エックス線診療室のエックス線障害の防止に関する構造設備及び予防措置の概要

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| エックス線装置の１週間当たり延べ使用時間 | | | | | | | 時間／週 | | | |
| 使　　　　用　　　　室 | | | | | | | 操作室 | | その他  障害防止  の方法 | |
| 室名 | | 室の構造 | 面積 | 画壁の防護（鉛当量） | | | 室の構造 | 面積 |
| 利用線錐の  方　　　向 | 利用線錐の  方向以外 | |
|  | |  | ㎡ | ㎜ | ㎜ | |  | ㎡ |  | |
| 画壁等の外側における実効線量が1mSv/週以下となる措置 | | | | | | 有・無 | | | |
| エックス線診療室である旨を示す標識 | | | | | | 有・無 | | | |
| エックス線障害の防止に必要な注意事項の掲示 | | | | | | 有・無 | | | |
| エックス線使用中の表示 | | | | | | 有・無 | | | |
| 一室に2台以上の装置がある場合の同時ばく射防止措置 | | | | | | 有・無 | | | |
| 管理区域 | 実行線量が1.3mSv/3月以下となる措置 | | | | | 有・無 | | | |
| 管理区域である旨を示す標識 | | | | | 有・無 | | | |
| 管理区域への立入制限措置 | | | | | 有・無 | | | |
| 敷地境界等 | 敷地内居住区域及び敷地境界における実効線量が250μSv/3月以下となる措置 | | | | | 有・無 | | | |
| 入院患者の実効線量（診療により被ばくする放射線を除く。）が1.3mSv/3月以下となる措置 | | | | | 有・無 | | | |
| 防護省略の部分 | | | |  | | | | | | |

添付書類

１　エックス線診療室及び操作室の平面図及び側面図（エックス線管から天井、床及び周囲の画壁の外側までの距離、照射方向、管理区域、標識等の位置を明示すること。）

２　診療室画壁外側の漏えい放射線測定結果報告書の写し又は遮蔽計算書

３　エックス線診療に従事する者の免許証の写し